平成２２年（フ）第２４２号
愛媛県松山市安城寺町120番地２　アポロンハイツⅠ201号
債務者　林田　真実
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２６３号
愛媛県松山市立花２丁目３番29号
債務者　石川　　郁
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２７２号
愛媛県松山市南梅本町29番地２　ＡＣＴＹ梅本Ⅰ602号
債務者　安永　敏也
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２７６号
愛媛県松山市枝松４丁目４番26号
債務者　立目　良子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２７９号
愛媛県松山市南町２丁目１番13号
債務者　玉乃井洋一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３２号
愛媛県今治市吉海町名1016番地、旧住所広島県広島市中区昭和町４番23―201号
債務者　池田　舞夢
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第２１９号
高知市旭駅前町33番地　アルファステイツ旭駅前513号前田方
債務者　西川　さや
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２９号
高知県南国市稲生1312番地
債務者　横山　一博
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３１号
高知市曙町１丁目８番８号
債務者　酒井　敏孝
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４２号
高知市針木東町８番25号
債務者　藤原　千幸
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４６号
高知県南国市大埇甲1827番地
債務者　小森　　光
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４９号
高知市鏡今井2396番地
債務者　今井富治子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５４号
高知市二葉町13番15号
債務者　有光　令子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６０号
高知市上町２丁目11番13号　ＴＲ上町ビル２Ｆ
債務者　中町　禎子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６２号
高知市鴨部１丁目13番１ー19号
債務者　西村香津美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６７号
高知市薊野北町４丁目13番10号　美誠マンション１Ｄ
債務者　古味　靖浩
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７１号
高知県吾川郡いの町枝川5811番地２
債務者　味元　周亮
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　高知地方裁判所破産係